計画等の案の概要

名称	静岡県消費生活条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」の改正			
公表するもの	静岡県消費生活条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」の改正(案)			
県民意見の募集	有	有の場合は	令和6年12月27日(金)~ 令和7年1月26日(日)	
	無	その募集期間		
担当課等名	くらし・環境部 県民生活局 県民生活課 事業者指導班 電話番号 054-221-2189			
総合計画に	1-4 安全な生活の確保と交通安全の推進			
おける位置づけ	(4) 安全な消費生活の推進			
審議会等の名称	静岡県消費生活審議会			

1 趣旨

静岡県では、消費者取引の適正化とその被害を防止するため、不当な取引行為を行う事業者に対し、静岡県消費生活条例に基づく指導・勧告等を実施しています。この指導・勧告で指摘する「不当な取引行為」は、県条例により告示で指定することとしています。

このたび、社会情勢の変化に対応するため、県条例に基づく告示「不当な取引行為の指定」を改正することとしました。

2 骨子

(1)主な改正概要

不当な取引行為	改正内容	
退去困難な場所への同行によ	・目的を明示しない広告等による消費者の誘引先に営業所	
る勧誘	以外の事業者が指定した場所を追加	
霊感等の知見を用いた告知に よる勧誘	・不幸の予言、健康上等の不安の対象を消費者本人以外の 親族等にも拡大	
よる側跨	・既に不安を抱いていることに乗じた勧誘を対象に追加	
目的物の原状回復困難な変更 による勧誘	・勧誘場所や消費者の誤認の要件を撤廃 ・目的物の現状を変更し、変更前の原状回復を著しく困難 にすることによる勧誘行為を対象に追加	
事業者に損害賠償責任の決定 権限を付与	・損害賠償責任の決定権限付与条項を設けた契約締結行為 が不当な取引行為であることを明文化	
免責範囲が不明確な条項の設 定	・免責範囲が不明確な条項を定めた契約締結行為を不当な 取引行為として新規指定	

(2)告示改正の考え方

- ① 特定商取引法と消費者契約法は、社会情勢の変化に伴い、適宜改正が行われ、不当行為が追加されていることから、これらの法改正の趣旨に則った見直しを行います。
- ② 現行の行為規定をわかりやすく修正します。

(3) 施行時期

令和7年4月1日